

公

示

九州運輸局長  
令和6年12月2日

道路運送法施行規則第55条の規定により、下記事案を公示する。

なお、道路運送法施行規則第56条に該当する利害関係人であって、意見の聴取の申請をしようとする者は、次の事項を記載した申請書を令和6年12月12日までに、九州運輸局又は管轄運輸支局に提出されたい。

1. 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
2. 事案の件名及びその番号
3. 意見聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は名称
4. 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

記

公示番号 旅二公示第22号

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の変更認可申請

	申請者	申請概要	営業区域	備考
6-497 ~498	野口 和幸 笹野 乗主	○遠距離割引の廃止 普通車：9,000円を超える部分につき1割引	福岡交通圏	【管轄運輸支局】 福岡運輸支局
6-499	有限会社つくしの交通	○公共的割引（高齢者割引1割引）の廃止 高齢者割引は、公的書類（免許証・健康保険証等）により年齢（70歳以上）を確認し、 会員証を発行し乗車時に会員証を提示した場合に適用する。	福岡交通圏	【管轄運輸支局】 福岡運輸支局
6-501 6-509	渡部 正晴 徳永 賢一	○迎車回送料金の設定 迎車のための回送について適用する。 1回ごとに300円	福岡交通圏	【管轄運輸支局】 福岡運輸支局

公

示

九州運輸局長  
令和6年12月2日

道路運送法施行規則第55条の規定により、下記事案を公示する。

なお、道路運送法施行規則第56条に該当する利害関係人であって、意見の聴取の申請をしようとする者は、次の事項を記載した申請書を令和6年12月12日までに、九州運輸局又は管轄運輸支局に提出されたい。

1. 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
2. 事案の件名及びその番号
3. 意見聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は名称
4. 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

記

公示番号 旅二公示第22号

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の変更認可申請

	申請者	申請概要	営業区域	備考
6-503	有限会社有明物産	○公共的割引（高齢者割引1割引）の廃止 高齢者割引は、満60歳以上の者で事前に年金手帳等の公的書類により当社高齢者割引対象者登録をして会員証の発行を受けた者が、乗車時に当該会員証を提示した場合にのみ適用する。 ○営業的割引（クーポン券割引、乗車回数割引、主催者旅行割引、クラブ・団体割引、児童割引）の廃止 クーポン券割引 : 0.5割引 乗車回数割引 : 0.5割引 主催者旅行割引 : 最大5割引 クラブ・団体割引 : 0.5割引 児童割引 : 1割引	平戸市、北松浦郡、佐世保市（江迎町、鹿町町に限る。）	【管轄運輸支局】 長崎運輸支局

公

示

九州運輸局長  
令和6年12月2日

道路運送法施行規則第55条の規定により、下記事案を公示する。

なお、道路運送法施行規則第56条に該当する利害関係人であって、意見の聴取の申請をしようとする者は、次の事項を記載した申請書を令和6年12月12日までに、九州運輸局又は管轄運輸支局に提出されたい。

1. 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
2. 事案の件名及びその番号
3. 意見聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は名称
4. 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

記

公示番号 旅二公示第22号

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の変更認可申請

	申請者	申請概要	営業区域	備考
6-505 ~506	ハーネス株式会社 大分トキハタクシー株式会社	○迎車回送料金の設定 迎車のための回送について適用する。 1回ごとに300円	大分市、由布市（旧 挾間町の地域に限 る。）	【管轄運輸支局】 大分運輸支局
6-511	亀の井タクシー株式会社	○迎車回送料金の設定 迎車のための回送について適用する。 1回ごとに300円	別府市、大分市、由 布市（旧挾間町の地 域に限る。）	【管轄運輸支局】 大分運輸支局
6-512	久大亀の井タクシー有限公司	○迎車回送料金の設定 迎車のための回送について適用する。 1回ごとに300円	大分市、由布市	【管轄運輸支局】 大分運輸支局
6-513	庄内亀の井タクシー有限公司	○迎車回送料金の設定 迎車のための回送について適用する。 1回ごとに300円	大分市、由布市（旧 野津原町の地域に限 る。）	【管轄運輸支局】 大分運輸支局